

なるほど 

正しい事業承継

－ 考え方・進め方 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 06

新しい事業承継税制の理解と活用

中小企業の経営者の皆さんにとっては、できるのが遅すぎた、当たり前にも思われる自社株式の相続・贈与税の特例だと思いますが、国税当局からすれば「金持ち優遇税制」との批判を恐れて随分と議論があったようです。

つまり、非上場の自社株式を有する社長さんの課税相続財産は全体平均の1.5倍近くで3.6億円（平成16年の統計数値）あるということです。これは平均ですからもっともっと多い方もいるわけです。

一方、毎年亡くなる方で相続税負担の生じるのは全体の4%強にすぎないのに対して、中小企業の社長の場合には個人資産の7割近くが事業用資産で、その6割超が自社株式であるという調査もあるほどに、相続税の負担が事業承継の妨げたなっている現実があります。

そこで国税庁は、この自社株に関する特例措置は金持ち優遇ではなく、全国の各地域経済の活力源であり雇用吸収力において優れた中小企業の事業の継続を支えることに重要な意義があると考えました。

ですから、この制度は円滑な経営の承継の実現のための【計画的な取り組み要件】に加えて、実は【事業の継続要件】が大きな特徴となっていることを覚えておいてください。

ちなみに、100%ではなく、80%の猶予にとどめたのは、他の事業用資産に対する特例とのバランスを図った結果です。

自社株式には「財産としての側面」と「経営権としての側面」の二つの側面があります。

財産としては市場性が無く、換金や譲渡が通常困難です。しかし、財産として課税され相続の争いの種ともなります。この財産価値は経営が健全に維持存続した時にだけ保証されるものです。だから「経営権としての側面」を第一に考えます。

経営権を表すのは株数ではなく、議決権の数です。事業承継税制も後継者にはその議決権を集中した方がいいというスタンスに立っています。この側面においては名義株の整理は大切ですし、議決権の制限や強化などという会社法の視点も必要です。何が何でも後継者に財産としての株式を移転させるばかりが経営権を安定させる方法ではないということも知っておきたいものです。

■ご意見・ご質問等をお寄せください。

以下に必要事項をご記入の上、こちらの用紙を011-622-7768まで送信してください。

御社名(必須) 氏 名

電話番号またはメールアドレス

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。 ☐ FAX 受信拒否



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）